

令和4年度第2回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

1 日時・場所：令和4年11月25日（金）13：30～15：30

2 場所：岐阜県水産会館 1階 大会議室

3 出席者

区分	団体名	役職等	氏名
学識経験者	岐阜大学（本協議会会長）	応用生物科学部教授	矢部 富雄
	（公社）岐阜県栄養士会	代表理事	後藤 美保
	岐阜県議会議員	厚生環境委員会委員長	長屋 光征
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	佐藤 圭三
	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	小藪 年枝
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	河野 美佐子
	消費者（公募）	—	田中 実
	消費者（公募）	—	南谷 陽介
生産者	美濃酪農農業協同組合連合会	常務理事	西尾 正幸
	（公社）岐阜県食品衛生協会	副会長	池田 喜八郎
流通業者	（株）大光	購買本部・購買第一グループグループ長	徳井 正樹
	（株）バローホールディングス	リスクマネジメント部 品質保証課課長	国富 直人

4 議題

第5期岐阜県食品安全行動基本計画策定に向けた意見聴取について

5 議事要旨

【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

ただいまから、令和4年度第2回食品安全対策協議会を開催いたします。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

出席予定でありました健康福祉部次長の渡辺でございますが、急な業務により欠席とさせていただきますのでご了承ください。

まず初めに、生活衛生課食品安全推進室長の安江よりご挨拶申し上げます。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

冒頭、説明がありましたように、健康福祉部次長の渡辺ですが、急遽業務が入り欠席とさせていただきます。次長には、本日皆様からいただいたご意見について、しっかり報告しておきますのでご了承ください。

今年度第1回の協議会は8月に開催予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面での開催とさせていただきました。このため、委員の改選以降、初めて対面での会議の開催となります。

本日は、食品安全行動基本計画の第5期計画策定のキックオフ会議、最初の会議となります。私から、これまでの経過や現状などを報告させていただいた後に、委員の皆様にご自由闊達なご意見をいただきたいと思っております。

それでは皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、配席図、資料1、2、3、資料3の別紙、資料4及び参考資料1～4となっております。不足等はございませんでしょうか。

この会議は岐阜県食品安全対策協議会設置要綱により、会長、副会長は岐阜県健康福祉部長が指名することとなっております。会長には、矢部委員、また副会長には、後藤委員を指名させていただいており、お二人には、あらかじめご了承ください。

では、以後の進行につきましては、矢部会長にお願いいたします。

【矢部会長】

岐阜大学応用生物科学部の矢部と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

す。

現在、全国的にコロナが終息を迎えるどころか第8波ということで、岐阜県内でも2,000人、3,000人と、毎日感染者を数えている状況です。一方で、先日から始まりましたワールドカップの様子を見ておきますと、世界的には、コロナ禍前の状況に徐々に戻りつつあります。

さらには、先日の日本代表のドイツに対して勝利ということに鑑みますと、森保監督が4年かけて、この勝利に向かって準備をし、描いた青写真どおりの展開となって、日本の国民の皆さんに活気をもたらしているという状況かと思えます。そういう意味では、前々からしっかり準備するということが非常に重要だと思います。

この食品安全対策協議会という中では、区切った時間の中でここまで何とかすればいいというものではありませんので、コロナ禍の中での第4期計画の状況を踏まえて、第5期に向けてどのように準備をしていくかということが、重要になっております。今日は皆様からの闊達な、様々なご意見を頂戴しまして、第5期計画の策定に向けて準備をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、副会長として後藤様をご指名されておりますので、一言よろしくお願いたします。

【後藤副会長】

公益社団法人岐阜県栄養士の副会長、後藤と申します。よろしくお願いたします。

今、矢部先生からもお話がありましたが、私たち管理栄養士の目から見ると、ワールドカップであってもコロナ禍であっても、食べることはいつもあると感じています。

テレビで映っている選手を見ると、どんなものを食べているのだろうかと思いつつながら、年齢関係なく、食べることは生まれてから死ぬまでのことと感じております。そういったところに、食の支援・サポートができるように、本会もいろいろと試みをしております。これからもよろしくお願いたします。

【矢部会長】

それでは、集合形式で会議を行いますのは、役員の改選以降今回が初めてとなりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。せっかくですので、お名前だけでなく、食品安全に関して気になっていることなどをお話いただければと思います。

【佐藤委員】

全岐阜県生協連の佐藤と申します。今年度も引き続き委員をやらせていただきま

す。よろしくお願いいたします。

生協も、組合員さんとのリスクコミュニケーションを重視して日々活動してきております。コロナによる過去2年間の自粛傾向から、徐々に活動を再開しており、本年度の場合は、稲刈り体験や田植え体験なども集合形式で再開をしておりますし、飛騨のりんご交流会も100人規模で3年ぶりに再開しており、少しずつ顔を見ての生産者との交流が始まってきております。

オンラインも活用しながら進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小藪委員】

岐阜県食生活改善推進員協議会副会長の小藪と申します。どうぞよろしくお願います。

私たちの協議会は、会員2,500人で、『私たちの健康は私達の手で』をスローガンに、自己学習を続けながら食に関わる正しい知識を、去年は県民76,000人の方々に健康づくりの輪を広げて参りました。

県の方から野菜ファースト推進事業と、地域での共食推進事業の2つの依頼をいただいております。それらの活動の中で食品の安全安心を一緒に多くの方に広めたいと思っております。どうぞよろしくお願います。

【河野委員】

岐阜県生活学校連絡協議会副会長の河野と申します。

私たちは現在、食品ロス削減に向けて取り組みを行っているところで、家庭にある使わない食材を必要な人に届けるフードドライブをやっております。

若い方たちは賞味期限や消費期限にとっても敏感で、安全であるかどうかよりその数字を見て判断して捨ててしまうところが多く、もったいないというところがあります。自分の目で確かめながら、安全性を確認できる若い人たちが育つといいと思っております。

これからも、食品ロス削減に向けて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【田中委員】

消費者代表の田中実と申します。

私は過去に地元の役場に勤めておりました。定年退職後、行政書士事務所を開設して、代表を務めております。

本協議会の消費者公募委員に応募した理由ですが、役場の在職中に、農産物の販売や、食生活改善グループ、食品衛生協会等の仕事に関わり、もともと食品に関する関心がありました。

在職中、給食センターに配置されたときに、異物混入の事例がありまして、これは命に関わる大変なことだと思い、とにかく子どもに危険が及ばないようにという思いでやっておりました。

消費者代表ということで立場が違いますが、私の体験したことが少しでも岐阜県のお役に立てればということで、応募させていただきました。

【南谷委員】

消費者代表の南谷陽介と申します。よろしくお願いいたします。

私は、名古屋のアパレルメーカーに勤めておりまして、全く食品と関係はありませんが、コロナ禍で在宅勤務が週3日ぐらいになり、時間がありまして、いろいろなモニターをやらせていただいています。岐阜市さん、岐阜県さん、防衛省さん、国土交通省さんなど、せっかくなのでと思って応募をさせていただきました。

仕事では、中国やASEANで衣料品を作っており、異物混入や産地偽装などは食品と通ずるところがあると思って資料を見させていただきました。

また、保育園に通う子ども2人を育てていますので、その辺の状況と絡めて、少しでも、いち消費者として意見が言えたらと思って応募させていただきました。無知ですけれども、よろしくお願いいたします。

【西尾委員】

美濃酪農農業協同組合連合会の常務の西尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。美濃酪では、牛乳や乳製品の製造・販売をしております。工場は美濃市にあります。

私どもは当然、食品安全の基本方針を定めておりまして、それに沿ってやっておりますけれども、生産者の立場としての意見を出して、食品の安全の確保に寄与できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【池田委員】

皆さんこんにちは。岐阜県食品衛生協会副会長の池田でございます。

食品衛生協会は岐阜市の保健所、そして県の各保健所・センターに支部を有しておりまして、保健所からご指導いただきながら、消費者の皆様へ安心安全な食品を届けることを責務として、活動をいたしております。

法改正がございまして、HACCPに沿った衛生管理が義務化されたということで、各事業者については、毎日の冷蔵庫の温度や食品の管理等、記録を取って衛生管理に努めております。

また3者懇談会という形で、行政、消費者の皆様、そして事業者で、毎年意見交換をしておりますが、今はコロナ禍ですのでアンケート方式もとり入れております。若いお母さん方からは、輸入食品の残留農薬や添加物、アレルギー等の質問が

たくさん出てきますので、食品の安全への関心が高いことを痛感いたしております。これからも連携しながら努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【徳井委員】

株式会社大光の徳井と申します。私どもは業務用食品をメインとして取り扱いさせていただき卸売業と、最近メディアで取り上げていただいております業務用食品スーパーのアミカとして小売業を営んでおります。

ここ最近、度重なる値上げの対応に日々追われておりますが、食の安全安心に対して初心に立ち返り取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【国富委員】

バローホールディングスで、品質保証ということで食品の安全を担当しております、国富と申します。

前期はお休みいただいておりますが、その前は3期連続でこの委員を務めさせていただきまして、これで4期目となります。また今回もよろしくお願いいたします。

我々は、スーパーがもともとの創業ですけれども、そのほかにホームセンターやドラッグストア、スポーツクラブも手掛けており、現在、食品工場がグループで18工場あるという状態で、小売も製造もというところで、会社として流通小売というものを目指しております。その中で、今回この委員を拝任させていただきまして、意見を吸収していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【長屋委員】

皆さん改めましてこんにちは。また消費者代表の皆様方、大変お忙しい中ご参加をいただきましてありがとうございます。今年度、岐阜県議会の厚生環境委員会の委員長を務めております、長屋光征でございます。

食品の安全対策で言いますと、私、前職が野田聖子衆議院議員の秘書をしております、その当時、野田大臣が消費者庁を作るきっかけとなった、こんにやくゼリーの関係で大変な事故が起きたということで、いろいろな角度からのいわゆる消費者行政というものがあるということと、食品安全という観点があるということで、今日参加をする前に当時のことを思い出してきたわけでありまして。

一方で、時代の流れによって様々な食品安全の感覚、消費者さんの感覚というものがあります。先ほど南谷さんからは、無知だというお話がありましたが、皆さんの感覚が大変重要です。私も全部知っているわけでもありませんし、ここにいる専門家の皆さん方も、消費者のすべてを知っているわけではなく、皆さんのご意見が

大変重要だと思っておりますので、忌憚ないご意見をいただきますように心からお願いを申し上げます。また、生産者側の代表でありますJAさんや、販売をする大光さんのアミカさんやバローさん、消費者と触れ合う皆さんからの意見も大変重要でありますので、忌憚ないご意見の中で、良い計画が作っていけるように、会長にはお願いを申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【矢部会長】

委員の皆様、ご挨拶ありがとうございます。県庁の関係課の方々にもお越しいただいておりますが、お時間もございますので、お手元の資料でご確認ください。

それでは、議題に入りたいと思っております。本日の議題は『第5期岐阜県食品安全行動基本計画策定に向けた意見聴取について』となっております。

このことについて、事務局から説明をいただいたうえで、皆様のご意見を伺いたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。では、まず事務局から、説明をお願いします。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

ボリュームのある資料ですが、30分程度でお話ししたいと思いますので、割愛する部分もありますが、不足する部分は説明後にご質問いただければと思います。

資料1をお手元にご用意ください。食の安全に関する出来事と岐阜県食品安全行動基本計画の変遷について、少しこれまでの経緯を振り返ってみたいと思っております。

資料1の1ページ下の表をご覧ください。現在の食の安全に関する国や県の体制は、平成13年のBSE感染牛、当時は狂牛病と言われ、その後牛海綿状脳症、英語の頭文字をとってBSEといわれるようになっていますが、このBSE感染牛の発見をきっかけに、今の体制は作られています。このころ、食の生産、流通、販売の安全管理に関する関係省庁、県であれば関係部局との連携が必ずしもうまくできておらず、BSEの発覚後、その課題が浮き彫りになりました。

同じ年の平成13年12月には中国産冷凍ハウレン草の1割が残留農薬基準違反となったり、翌平成14年2月には大手食品メーカーがBSEの補助金を受けるため、冷凍の外国産牛肉を国産牛肉と偽る事件が発覚するなど、国民の食への不安感が非常に高まりました。

こうしたことを背景に、平成15年、国では食品安全基本法を制定、食品衛生法の大幅な改正、牛トレーサビリティ法の施行、岐阜県では全国に先駆け、県議会議員の提案による岐阜県食品安全基本条例が制定しました。そして翌年、平成16年6月には最初の食品安全行動基本計画を策定しています。

2ページ上の表をご覧ください。平成18年に残留農薬ポジティブリスト制度が施行され、すべての農薬について残留基準が定められ、農薬に対する規制が強化され

ました。平成19年から20年には食品表示の偽装が相次ぎました。2ページ下の表をご覧ください。平成19年から20年に発覚した代表的な偽装表示事件ですが、皆さんの記憶に残っているのではないかと思います。岐阜県でも、飛騨牛偽装事件が起こっています。

上の表に戻りまして、平成20年には、中国産冷凍ギョウザによる有機リン系農薬の食中毒が発生し、同じ年の9月には、工業製品へ加工する目的で輸入された米、水濡れやカビの生えたような事故米と呼ばれるような米を食用に転売していたという問題が明るみに出ました。

こうした問題を踏まえ、第2期計画には、適正表示の推進、検査体制の強化が重点施策に位置付けられています。

3ページ上の表をご覧ください。第2期計画期間中には、平成23年に東日本大震災が起こり、福島第一原発事故により、食品の放射能汚染のリスクが高まりましたので、第2期計画の中間見直しが行われ、「食品中の放射性物質検査」を追加しました。

同じ年、平成23年4月には、焼肉の全国チェーンでユッケによる腸管出血性大腸菌食中毒が発生し、181人が患者となり、5名が死亡しています。平成24年には、白菜浅漬けによる腸管出血性大腸菌食中毒が北海道で発生し、ホテル、スーパー、福祉施設などでもこの浅漬けが原因で併せて169名が食中毒患者となり、8名が死亡するという食中毒が起こりました。

平成25年には全国のホテルや老舗料理店などで、メニューの産地偽装が次々と発覚し、また、国内の冷凍食品工場で、契約社員が農薬を意図的に混入させるという事件も起こっています。

こうしたことを踏まえ、第3期計画には食中毒の防止対策の推進、食品表示対策が重点施策に位置付けられています。

3ページ下の表をご覧ください。第3期計画の期間中には、平成27年4月1日に食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定が統合され、新たに食品表示法が施行されました。

平成28年1月には、県内食肉処理業者による食肉の産地偽装が起こり、同じ1月に、県内の事業者が廃棄物となった冷凍食品を転売していたということが発覚しました。この廃棄物を食品に転売するという事件の発覚を受けて、第3期計画の中間見直しが行われ、食品廃棄物対策を重点施策としています。

平成30年には食品衛生法が大幅に改正され、HACCPの制度化や、食品営業許可制度の見直しなどが行われました。

こうしたことを踏まえ、第4期計画ではコンプライアンスの周知啓発の推進やHACCPの導入支援が重点施策に位置付けられました。

4ページ上の表をご覧ください。現在の第4期計画に入ってから、令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が国内で発見され、食品の安全に関して直接関わ

るようなことはないのですが、対面で行うようなリスクコミュニケーション事業が開催しにくくなり、いくつか中止をしたり縮小したりしています。

令和3年6月には、平成30年に改正された食品衛生法が完全施行となり、HACCPの義務化などが始まっています。偽装表示については、根絶せず、県内卸売業者によるウナギの産地偽装や、全国では中国産や韓国産のあさを熊本県産あさに偽装するということが発覚し、現在も問題となっているところです。

次に資料2をお手元にご用意ください。岐阜県食品安全行動基本計画の位置づけ、今後議論いただくにあたり、前提となる基本的なことをご説明します。

1 ページ下のスライドです。この計画は、岐阜県食品安全基本条例第20条に基づき、目標、施策の方向、その他総合的、計画的に推進するために必要な事項を定めることとされています。

2 ページ上のスライドです。計画期間は5か年で、社会情勢等の変化や法改正などがあり、必要な場合には中間見直しを行うことになっています。

現在の第4期計画は令和元年度から5年度までの計画となっていますので、令和6年度から10年度までの第5期計画を策定する作業に入る時期になっています。

2 ページ下のスライドです。計画の推進体制ですが、県庁内の体制として、条例19条に基づいて「岐阜県食品安全・安心推進連絡会議」を設置し、全庁的、横断的に計画を推進しています。本日、後ろに控えているメンバーが、この会議の各課の担当者です。

また、右側の枠ですが、岐阜県食品安全対策協議会として本日こうしてお集まりいただいているわけですが、消費者、生産者、流通業者、学識経験者などの委員の皆さんからご意見をいただきながら施策を推進しております。

3 ページ上のスライドです。計画の進捗状況については、毎年度議会に報告し、ホームページにも掲載しています。本日配布した参考資料2が、今年度の議会報告書になります。

3 ページ下のスライドです。第3期計画、第4期計画の目標です。第3期と第4期の目標は同じで、「すべての県民とのコラボレーションにより、将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県の実現を目指します。」になっています。

4 ページ上のスライドです。施策の方向ですが、これも第3期、第4期とも同じで、方向1が食品等の安全性の確保、方向2が食品に対する安心感の向上、方向3が将来にわたる安全な食生活の確保となっています。

4 ページ下の表です。施策の方向1、食品等の安全性の確保については、15の施策により構成されています。このうち、コンプライアンスの周知啓発の推進、HACCPの導入支援、食中毒対策、アレルギー対策、食品表示対策を重点施策としています。

5 ページの表です。施策の方向2、食品に対する安心感の向上については、6つの施策により構成されています。このうち、双方向のリスクコミュニケーション、

学校等における食品安全教育の推進を重点施策としています。

施策の方向3、将来にわたる安全な食生活の確保については、4つの施策により構成されています。このうち、地産地消の推進が重点施策となっています。

次に資料3と資料3別紙をお手元にご用意ください。最近の食品安全に関する動向について、参考となると思われるデータを集めました。私どもが特に重要と考えるものについて、資料3にまとめています。

ここからは、資料3別紙のグラフなどや表などで説明いたします。資料3の別紙の1ページをご覧ください。食中毒の状況について、全国食中毒の発生状況です。1ページの下の方の棒グラフをご覧ください。過去20年間の食中毒発生状況の推移を見てみたいと思います。まずは食中毒の事件数ですが、増減を繰り返しながら、徐々に減少しています。

2ページ上の棒グラフをご覧ください。過去20年間の食中毒患者数については、平成20年～28年の間、約2万人で下げ止まりとなっていました。平成29年以降の5年間は2万人を下回っています。

3ページ上の表をご覧ください。全国の食中毒による死亡事例は、過去5年間に15件発生し15人が亡くなっています。病因物質は植物性自然毒が9件で最も多く、また、死亡者のうち12人が70歳以上となっています。

3ページ下の折れ線グラフをご覧ください。病因物質別の事件数について、平成30年以降は、アニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスの順に多くなっています。

4ページ上の円グラフをご覧ください。過去5年間の事件数です。アニサキス(35.1%)、カンピロバクター(25.2%)、ノロウイルス(17.0%)の順に多く、併せて7割を超えています。

4ページ下の円グラフをご覧ください。過去5年間の患者数をみますと、ノロウイルス(51.2%)、カンピロバクター(14.0%)の順に多く、この2つで全体の6割を超えています。アニサキスの事件数が多いのに患者数が少ないのは、アニサキスの場合、多くは集団発生ではなく、患者数1名のケースであったためです。

次に、腸管出血性大腸菌による食中毒についてです。腸管出血性大腸菌は重篤になることが多いので、少し詳しく見てみました。5ページ上の棒グラフをご覧ください。過去10年間で、年間5～32件と増減を繰り返しています。

5ページ下の棒グラフをご覧ください。患者数は30～928人で増減を繰り返しています。5ページ下の棒グラフの下の方の表に死者数を示していますが、平成28年には共通の原因食品「白菜浅漬け」により合わせて8人が亡くなる等、たびたび死亡事例が発生しています。

6ページ上の棒グラフをご覧ください。感染症法に基づく腸管出血性大腸菌の報告数のグラフです。腸管出血性大腸菌は感染症法に基づき、診断した医師は保健所に届け出るようになっていました。この届出により、毎年3,000人以上の感染が確認

されています。この患者数と比べて、食中毒の患者数が非常に少ない理由として、国立感染症研究所は「感染経路がヒトからヒトへの感染と推定される事例があることや、患者が1人の場合に感染原因を特定することが難しく、飲食物を介した感染であると判断される事例が少ないこと等が考えられる。」とコメントしています。ここまでの、全国の食中毒発生状況です。

次に岐阜県内の食中毒の発生状況についてご説明します。6ページ下のグラフが過去20年間の事件数、7ページ上のグラフが患者数となっています。過去20年間の事件数及び患者数は、増減を繰り返しています。

8ページ上の円グラフをご覧ください。過去5年間の病因物質別の事件数はノロウイルスとカンピロバクターが同数で26.8%（15件）で、次いでアニサキス（12.5%）が多くなっています。

8ページ下のグラフをご覧ください。過去5年間の病因物質別の患者数は、ノロウイルス（42.2%）、カンピロバクター（16.7%）、サルモネラ属菌（15.1%）、ウェルシュ菌（14.0%）の順に多くなっています。

9ページ上の表をご覧ください。腸管出血性大腸菌による食中毒については、過去20年に5件発生しており、4件で焼肉が原因となっています。

続いて農薬、飼料添加物及び動物用医薬品、以下「農薬等」といいますが、食品中に残留する農薬等の検査についてご説明いたします。

10ページ上の表と下の表について説明します。これらの表は、平成21年から平成30年の、全国の自治体や検疫所において行われた検査です。上の表は国産です。残留農薬等の検査数ですが、農薬や動物用医薬品の成分について、一つの検体で多いときは数百種類の成分の検査が行われていますので、その検査成分の延べ数になります。毎年、国産119万件以上の検査が行われ、農薬等の検出率は0.25～0.51%、基準値超過率は0.002～0.006%でした。下の表は輸入です。毎年約170万件以上の検査が行われ、検出率は0.28～0.42%、基準値超過は0.008～0.013%でした。これらの結果から、厚生労働省は「基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる。」とコメントしています。

続いて岐阜県の状況です。16ページの表をご覧ください。平成25年以前のデータが残っておらず、全国の状況のデータの期間と異なっておりますが、平成26年から令和3年の8年間のデータとなります。

16ページの上の表をご覧ください。国産が検出率0.08～0.28%、基準値超過はありませんでした。16ページ下の表をご覧ください。輸入では検出率0.33～0.61%で、基準値超過は2件でした。17ページ上の表のとおり、平成28年に中国産冷凍ほうれん草、令和3年に中国産ダイコンから、基準値を超える農薬が検出しています。これらの結果から県内を流通する食品についても全国と同等のレベルであります。

続いて食品添加物についてです。19 ページ下のスライドをご覧ください。厚生労働省において、毎年度、マーケットバスケット方式という方法で、日本人の食品添加物の推定一日摂取量調査が行われています。

マーケットバスケット方式とは、スーパー等で売られている食品を購入して、その中に含まれている食品添加物量を分析し、国民健康・栄養調査での日本人の喫食量に乗じて摂取量を求めるものです。

その調査結果により、厚生労働省は「添加物の推定一日摂取量に大きな変化はなく、ADI（許容一日摂取量）と比較しても推定摂取量は低い状況にある。」とコメントしています。20 から 21 ページまでが、その結果になります。

岐阜県における食品添加物検査の状況です。22 ページの上の表をご覧ください。過去 10 年間に、4,241 検体（うち輸入 1,154 検体）、延べ 38,085 項目の検査を行い、規格基準違反 6 件、表示違反 17 件が判明しています。規格基準違反 6 検体（うち輸入 2 検体）は、すべて保存料の使用基準量を超過するものでした。26 ページ上の表をご覧ください。実際に使用基準を超過したのが検体の一覧です。過去 10 年間にソルビン酸 5 検体、安息香酸 1 検体が規格基準違反となっています。

次に表示違反ですが、26 ページ下の表をご覧ください。表示違反は 19 件ありました。このうち、「表示にない添加物が検出されたもの」が 12 件でした。また、検査で表示されている添加物が検出されず、製造者又は輸入業者へ調査したところ、「表示されている添加物が使用されていなかったもの」が 7 件でした。

県が行ったその他の検査については、アレルギーの検査、遺伝子組換え検査、放射性物質の検査があります。

28 ページをご覧ください。アレルギーの検査ですが、岐阜県において、過去 10 年間に 308 件検査し、5 件の違反が判明しています。違反は平成 24～28 年度に判明しており、平成 29 年度以降、違反は判明していません。

29 ページ下の表をご覧ください。次に、遺伝子組換え食品の検査ですが、岐阜県において、過去 10 年間にトウモロコシ 192 件、次のページ上の表のとおり大豆 116 件を検査しています。違反の実績はありません。

次に放射性物質の検査ですが、32 ページ上の表をご覧ください。岐阜県において、過去 10 年間に東日本産の農産物 635 件を検査し、基準値を超過した実績はありません。

続いてHACCPの実施・導入の状況です。34 ページ下の円グラフをご覧ください。令和 3 年度及び 4 年度に岐阜県で実施したアンケート調査において、衛生管理計画を作成し記録もしている施設は、令和 3 年度 46%から令和 4 年度 54%に増加したものの、依然として半数近くが十分な体制となっていない状況にあります。

続いて食品表示についてです。40 ページをご覧ください。平成 27 年 4 月 1 日、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法のうち、食品表示に関する規定が統合され、新たに食品表示法が創設されました。食品表示基準は改正がたびたび行われ、年々複雑に

なっています。このあたりの話が、41 ページ、42 ページのスライドになります。

岐阜県では、毎年度、食品表示関係法令（食品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法、米トレーサビリティ法）の担当で合同立入調査を行っています。その結果が42 ページからのスライドになります。43 ページ上の棒グラフをご覧ください。検査店舗数です。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により700強の店舗でしたが、それまでは毎年800店舗以上監視し、43 ページの下の折れ線グラフになりますが、各法令の表示不備率は、約1～5%になっています。

食品表示法の単独の調査も行っていますが、44 ページ上の表のとおり、毎年、1.1～2.8%の表示の不備が確認されています。

食品表示に関する相談、指導の状況ですが、46 ページ上の棒グラフをご覧ください。食品表示違反疑いの情報（食品表示110番）の通報は、令和3年度に減少しましたが、令和4年（10月末現在）には増加し、28件となっています。

46 ページ下の棒グラフをご覧ください。食品表示法違反で特に悪質であるとして、指示公表を行った事例は、全国で年間10～29件あり、岐阜県においては平成27年度と令和3年度にそれぞれ1件指示公表しています。47 ページ上の表をご覧ください。平成27年度に食肉の産地偽装表示で1件、令和3年度にウナギの産地偽装表示で1件の指示公表を行っています。

48 ページ上のスライドをご覧ください。健康増進法では、健康保持増進効果等について虚偽誇大な表示を禁止しています。例えば、「末期がんが治る」、「疲労回復」、「老化防止」などが健康保持増進効果等に該当しますが、過去3年間、毎年100件程度の不適切な表示があるため、指導をしている状況です。

次にリスクコミュニケーションの推進についてご説明いたします。52 ページ下の図をご覧ください。岐阜県では、平成14年度から様々なリスクコミュニケーション事業を実施しています。53 ページ上の棒グラフをご覧ください。リスクコミュニケーション事業の参加者数は平成16年度から令和元年度までは1,000人以上で、特に平成26～令和元年度は2,000人以上となっていました。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催中止が相次ぎ、また開催しても密を避けての開催となったことにより参加者数が500人以下まで減少しています。

次に学校等における食品安全教育についてです。53 ページ下の図をご覧ください。平成21年度からジュニア食品安全クイズ大会を実施してきましたが、第4期基本計画の重点施策として位置付けたことに伴い、令和元年度に手洗い教室、学校関係者への講習会、親子食品安全セミナーを、令和3年度から中高生向け出前講座を追加し、事業を拡充しています。

54 ページ下のスライドをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の対策として、リスクコミュニケーション事業をオンラインで行うことを試みましたが、モニター研修会やシンポジウムでは、参加人数が減り、出前講座ではオンライン開催の申し込みが1件しかない状況です。

次に県民アンケート調査結果です。55 ページ上の折れ線グラフをご覧ください。食品に対する安心感について、調査を開始した平成 18 年度と令和 3 年度を比較すると、「安心」と回答する方が 19.6%から 55.0%に増加し、「不安」と回答する方が 76.3%から 16.9%に減少しています。

次に地産地消の推進についてです。59 ページ上の表をご覧ください。5 つの指標を設けていますが、農産物直売所販売額や県内学校給食における県内産野菜・果実の使用割合の指標については、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、目標値未達成となっています。

その他に県では、「地産地消ぎふ応援団」の設置、プラットフォームの構築、地産地消フェアの開催などにより、地産地消の推進を図っています。

以上が、最近の食品安全に関する動向になります。

お手元に資料 4 をご用意ください。最後に、第 4 期計画における課題として、事務局が考える課題 7 点についてご説明いたします。資料 4 の 1 ページ下のスライドをご覧ください。

食品衛生関連の課題です。1 つ目が食中毒対策です。アニサキスによる食中毒は増加しており、過熱不十分な肉や肉の生食が原因となるカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒は減少しているとはいええない状況にあります。引き続き、事業者や消費者への普及啓発は重要な施策であると考えています。

2 つ目が残留農薬、食品添加物、放射性物質検査です。検疫所や他県において多くの検査を実施しており、その結果から安全性が確保されている状況です。引き続き同程度の検査を行うべきか、検討が必要ではないかと考えています。

3 つ目が HACCP の実施・導入についてです。HACCP の実施、導入が十分ではない状況です。引き続き支援していかなければならないと考えています。

2 ページ上のスライドをご覧ください。

食品表示関連の課題です。4 つ目が食品表示制度の普及についてです。食品表示制度は年々複雑になっており、事業者の理解不足や誤植などによる表示違反は絶えない状況です。引き続き、講習会などでの説明や、監視指導により適正化を図っていく必要があります。

5 つ目が偽装表示です。以前に比べ、減少しているかと考えておりますが、あさり、ウナギなど表示の偽装は根絶していない状況です。引き続き厳しく監視していく必要があります。

6 つ目は健康増進法違反となる不適切な表示についてです。指導を行っていますが、なかなか減らない状況です。

2 ページ下のスライドをご覧ください。7 つ目がリスクコミュニケーションです。不安感が減っていることも原因の 1 つとして考えていますが、リスクコミュニケーションの参加者は減ってきています。また、Web を活用した研修会などを行っていますが、参加者の増加につながっていない状況です。

以上が事務局からの説明になります。

【矢部会長】

それではただいまの説明も踏まえて委員の方々からご意見を伺って参りたいと思います。

第5期計画に関してのご意見や期待すること、それから今後重点を置いて考えていくべきと思われることなど、自由に発言していただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。それでは、先ほどの順番と同様に指名させていただきますので、ご意見いただければと思います。

【佐藤委員】

ご報告ありがとうございます。コロナ禍が長引く中であって、岐阜県の食品安全行動基本計画に沿って、特に8つの重点施策に基づく取り組みが、着実に進められている結果が、こういう到達点になっているのだと思います。2000年頃からの食品安全の経過も改めてご報告いただきましたが、BSE発生当時の社会的な大混乱のころから比較すると、今、消費者は食の安全に対して、非常に冷静に受けとめられるようになってきたと思います。これは正しい情報、欲しい情報が手に入りやすい状況を作ってきているということと、行政を中心に民間の事業者も含めて、しっかりと食品安全行政に携わり、力量をつけていることの成果だと思いますので、引き続きしっかりと計画を立てて、PDCAをまわしながら進めていくということが重要だと思います。

最後に、資料4の検討課題で、残留農薬や食品添加物、放射性物質検査について、例えば、放射性物質検査は、東日本大震災発生当時は風評問題もあり、放射性物質検査が重要だということで始められました。発生から10年が経ちましたが、そもそも現地のJA等で検査がされたものが全国に流通しており、受け入れ先の岐阜県では検出実績が皆無に等しいという状況です。実際に生協の店舗でも、福島県産の桃などを扱っていますが、普通に利用されておりますし、10年前の混乱状況と比較して、かなり前進・改善してきていると思います。検査体制の信頼感は高まっていると思いますので、岐阜県の検査に対する労力や、新型コロナ対策業務との兼ね合い等も考慮し、取捨選択しながら何を残していくのかを検討することが必要だと思います。利用状況などのデータを分析して、やめるものはやめるというような検討をしていけばいいかと思います。

HACCPの周知や健康増進法の理解が、まだ特に個人事業者の方を中心に、情報が行き渡っていないことや、しっかりと学習できていないということが違反事例に繋がっていると思いますので、新しい分野につきましては、引き続き綿密な取り組みを進めていくことが重要であると考えました。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

放射性物質検査については国が様々なデータを持っていて、特に東京オリンピックもありましたので、しいたけ等の検出されやすいものを合理的に検査するというように、しっかりと検査をしています。ただ、岐阜県で放射性物質の検査ができなくならないように、県下で唯一検査ができる、各務原にある研究所で機械や検査技術は維持しつつ検体数は減らして、我々が課題として感じているHACCPや健康増進法等の表示の監視に力を入れていきたいと思っております。また、添加物や農薬の検査についても、全国のデータをしっかりと見極めながら一定程度やっていく必要があると考えています。

【小藪委員】

食品表示について、わかりやすく表示をしていただけると大変うれしく思っております。

地産地消の推進に関しましては、会としても推進しておりますが、見やすいリーフレットでいただけると、一般の方に広めやすいと思っております。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

特に中小事業者の方々には、食品表示について大変な苦勞をしていて、栄養成分表示の講習会を何回も開催して勉強していただいている状況です。一方で、お手元の資料3別紙の49ページにありますが、食品表示に関するアンケート調査の結果、消費者の方は賞味期限・消費期限はよく見っていますが、栄養成分表示等はあまり見られていないということがわかりました。食品表示は複雑になっていますが、消費者の方々に見ていただけるように、情報の周知にさらに取り組んでいかなければいけないと思っております。

【矢部会長】

事業者の様々な苦勞があると思っておりますが、それが消費者にとってのメリットになるように、県からの指導というところで、配慮していただければと思います。

【河野委員】

食中毒で、アニサキスの発生件数が多いことをとても不安に感じております。個人的に自分で釣って処理した魚で発生しているのでしょうか。専門の事業者であれば、きちんと適切な処理をして出荷されて私たちの手元に届くのであろうと思っておりますが、どうなのでしょう。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

釣った魚を自分で処理するという事例は多いのですが、残念ながらスーパー

等で買った刺身を食べて発生するということが起きています。

予防方法として-20℃で2日間、冷凍することが有効ですが、大きい魚ではもっと長時間冷凍する必要があるなど、事業者の方々にしっかり普及啓発していく必要があります。

また最近、スーパーによっては、アニサキスがいるかもしれないという表示を初めているところもあります。販売している事業者の責任は逃れられるものではありませんので、この（アニサキスがいるかもしれないという）表示を進めて行くつもりはありませんが、消費者も少し意識を持つことが必要になっているとも感じています。

【河野委員】

適切な処理できちんと予防できるということを、業者さんにはご指導願いたいですし、個人的に釣った魚でアニサキス食中毒が発生しないように、消費者へも広く周知をしていただけるとありがたいと思います。

【矢部会長】

アニサキスについては全国的な問題点で、むしろ岐阜県はかなり少ないという状況ですが、今おっしゃられたように、海無し県でもこれだけ発生があるということは、もう少し周知が必要だと思います。

【田中委員】

本日の議題は、第5期の計画についての意見聴取ということですので、第4期の計画になかった、日本の国際公約でもある、脱炭素社会に向けた環境にやさしい農業の推進や、国が設置しているSDGsに係る持続可能な開発目標推進本部に対応する施策について、第5期で追加して欲しいです。県民の大切な食品安全行動基本計画に、脱炭素社会とSDGsの記載のないものを策定するのは、策定した県の姿勢が問われると思います。柔軟な対応をお願いしたいと思います。

それから大規模な災害や、事故が起きると綿密な安全対策マニュアルが作成されていても、想定外の事態で対応ができなかったということもあると思います。想定外ということで説明しても、国民やマスコミからは、批判の集中砲火を浴びることがあります。施策の推進の要は、危機管理だと思います。令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で食品安全連絡会議は開催中止ということですが、県民の命を守るという気概があれば、やはり県議会と同様に開催して、開催ができなければ何かの手段を使ってでも、県民にやったことを示して欲しかったと思います。

また県民の健康に、広範囲で、大規模で、重大な被害が生じる、またその恐れがある事案を想定して、食品安全対策本部等を設置して、自己完結ではなく消費者庁、農林水産省、厚生労働省など国の関係省庁や、生産者、流通業者を巻き込み、

想定された訓練を実施して、各部署の手順を確認してもらおうということ、第5期の計画の中に入れるといいのではないかと思います。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

脱炭素社会に向けた農業の推進に関するお話については、現行計画の「環境にやさしい農業の推進」の内容では十分ではないというご意見かと思いますが、そういった取り組みはこの計画に全くないということではありません。

SDGsについては、他県の食品安全に関する計画に全く書いてないわけではありませんし、岐阜県としてもSDGsに取り組んでいますので、担当課と協議しながら、今のご意見を踏まえてどの程度関わってくるのか、どのように反映していくか考えていきたいと思っています。

危機管理について、想定される訓練をというご意見もありましたが、具体的には広域な食中毒発生時とかそういったことでしょうか。

【田中委員】

例えば製造過程で食品に農薬を入れるといった人為的なものから、自然発生的な危険なものを食べたと言うときに、県はマニュアルを作ってお知らせすればいいということではなくて、イメージとしては鳥インフルエンザのような形で訓練した方が県民は安心するのではないかと。危機管理の裏返しは人に安心を与えるということで、安心を与えることは必要だと思います。また、岐阜県でも他の県も起こっていたという場合は、岐阜県だけで完結してはいけない場合もあると思います。そのような、大変な被害が出そうだというときには、岐阜県だけで対応するのではなく、厚生労働省に報告して三重県も愛知県も注意喚起するなど、そういう構えだけでも作っておかないと県民は安心しないのではないかとということです。

【矢部会長】

例えば、遺伝子組換え食品や農薬、食品添加物等の違反が検出されたということになりますと、その出荷や輸入をした大元の自治体に連絡するという形で、国も交えて連携は取れていると思いますが、その辺りがこの計画の中に明記されているかというご指摘かと思いますが、そのあたりをご検討いただければと思います。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

食品衛生法が改正されて、おっしゃるような広域な食中毒等の対策の強化ということは、国も課題として認識しています。

今の計画には全く書かれておりませんので、今後検討していきたいと思っています。

【南谷委員】

非常によくまとめられている資料で、見ていて参考になりました。

例えば食中毒のグラフで、岐阜県では食中毒患者数が、平成19年は1,249人で令和元年は86人ということですが、減った時にはどういう対策をしていたのかということ、今後減らしていくためにももう少しアピールしてはどうかと思いました。

また、恥ずかしい話私自身、HACCPという言葉がこの委員になるまで知らなかったという立場で、おそらくそういう方が多いのではないかと思います。うちの奥さんは愛知県出身で、岐阜県に嫁いで、ミナモをすっかり覚えていて、子どもも寄っていくようになっていきます。また、コロナ禍になって、子どもがものすごく几帳面に、隙間まで一生懸命手を洗っているのを見ると、啓発・教育は非常に根深いクセみたいなものだと思うので、計画にあるイベント等での周知啓発活動は非常に重要だと思います。例えば、今置かれているこの白川茶も、私も岐阜で育ったのでパッケージを見ると岐阜のお茶だということがわかるのですが、そういった小さい頃からの積み重ねになるような教育活動が、いろんな面でできていくと良いと感じました。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

食中毒事件数の増減については、年によって流行る食中毒菌やウイルスが違うということや、1,000人単位の大きな食中毒が起きると簡単に患者数が増えてしまうということもあり、残念ながら我々の取り組みの成果かどうか分析はできないというところですが、ただ、今流行っているアニサキスや、鶏肉の生食で起こるカンピロバクター、それから重篤になることがある腸管出血性大腸菌食中毒の対策については特にしっかり消費者に啓発していかなければならないと思っています。学校教育では教育委員会とも連携しながらやっていきたいと考えております。

【矢部会長】

HACCPについては、法律で義務化されたものとして、事業者の皆様はこれに従って衛生管理を行わなければなりません、先ほどの説明にありましたように、岐阜県では半数程度の事業者がまだ十分に組み合っていないという状況にあります。原因の1つにはご意見がありましたように、消費者の方にHACCPに関する情報が届いていないため、消費者から事業者へのプレッシャーが少ないということもあるかと思っています。事業者の方は当然、やらなければいけないという意識はあると思いますが、事業者に対しての徹底に加えて、消費者に向けての周知もまた必要であるというご意見ですので、そのあたりも第5期計画に向けてご検討いただければと思います。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

お手元の資料3の別紙37ページですが、HACCP導入ステッカーの配布をしております。保健所がHACCPの導入を確認した事業者に、このステッカーをお配りして、お店の入口等に貼ってもらうものですが、このステッカーのあるお店を消費者が選んでくれるようになるといいと思いました。まだ事業者の方にも消費者の方々にもなかなか普及していないので、今のお話を聞いて改めて取り組んでいきたいと思いました。

【西尾委員】

製造に携わる者としみしても、HACCPは非常に重要なことだと思っておりますが、資料を見させていただくと、5割ぐらいしか管理計画の作成と記録をしていないというところで、これは非常に問題があると思いました。

ある程度の規模の事業者ですと、当然、毎年検査、監査を受けてやっていますので大丈夫だと思いますが、管理計画を作成しても記録をしていないことは問題ですし、作成して記録している所でも実際に正確な記録をしているのか、というところもすごく問題があります。それを検証しなければいけないということで、さきほどの監査や検査、チェックが必要ですが、それを誰がどうやってやるのか。実際に本当に正しい記録をしているのかとか、そういったところまで踏み込んでいかないと、最終的にはきちんとみんながHACCPに沿った衛生管理を徹底できているといえません。資料4で課題と謳っていますが、本当にそのとおりだと思いますので、もう少し踏み込んでどうしていくべきか考えなければいけないと感じました。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

おっしゃられるとおりで、HACCPは導入しただけでは意味がなく、問題があったときになぜ問題が起こったかを検証し、計画を改善するということが本当のHACCPということになります。導入は法律上当然の話で、その後の運用をどうしていくかが今後の課題だと私たちも思っていますので、そのための予算をしっかりと確保して対策していきたいと思っております。

【矢部会長】

HACCPは、形だけやれば安心というわけではなくて、間違いが起こった時に速やかに、消費者の方々に迷惑がかからないようにするというような取り組みであろうと思います。

HACCPは法律が定められた上で、さらにどのように取り組んでいくかということが、全国的にも非常に大きな問題になっております。効果的な取り組みを考えて、岐阜県の取り組みが全国に広まっていくことができれば、大きな周知効果になると思いますので、よろしく願いいたします。

【池田委員】

第4期計画では、コロナ禍でこのような会議が開けず書面開催にせざるを得ないという中で、事務局の方でよくまとめられていると感じました。

HACCPが本格運用になり、今年度、食品衛生協会の各支部で小規模飲食事業者を対象に22回のHACCPの研修会を開催しました。

大手の事業者ではパソコン等で記録をして、HACCPに沿った衛生管理ができておりますけど、岐阜県食品衛生協会としては、小規模事業者向けに日本食品衛生協会が、365日、カレンダーのように記録するものを出しておりますので、温度管理等の記録を毎日書いてもらうことをまず始めております。各部地区で毎年衛生講習会を行っておりますので、そこで徹底しながら進めております。

【徳井委員】

コロナ禍において様々な制限がある中で、岐阜県の食の安全安心のために日々、取り組んでいただき誠にありがとうございます。この場を借りて感謝申し上げます。

資料4の第4期計画における課題につきまして、2点ございます。

1つ目は食品表示制度の普及についてですが、私どもは製造業ではありませんので、自社でいちから食品表示を作成することが原則ありません。しかし、食品表示制度の内容が年々複雑化しているということを肌で感じております。いくつかの仕入先様からは、県をまたげば見解が違うという声や、広域で販売予定の食品の表示の作成には非常に困る事があるという話を聞いたことがあります。専門的な知識がない方が見ても十分に理解できるよう、誰が見ても同じ認識を受けられることができるような制度にしていだけますと、事業者の理解不足による表示違反は減少すると思われま

次に偽装表示についてですが、今回の中国産あさりの産地偽装はあってはならないことであり、徹底的に調査をして真相解明していただきたいと思ひます。ただし、近年の国内産あさりの漁獲量が大幅に減少している事が農林水産省の「アサリをめぐる情勢」という資料で確認することができます。今後、国内産あさりの漁獲量が、数年間で飛躍的に増加するという事は考えにくく、外国産に頼らざるをえない状況が続くと思ひます。また同様の状況下にある食品は他にもあると思ひます。現在国内で流通している外国産の食品は、定期的または不定期に検査を受けており、品質的には問題がないということと、国内産は希少価値があることや、外国産よりも高品質であるなどのブランド力がある商品に関しては、外国産より高価格帯であるということと、消費者の皆様にも十分にご理解をいただく事で、生産、流通、消費過程において、「外国産の食品は売れない」、「国内産の食品は高ければ売れない」、「外国産の食品は危険である」といったような意識を少しでも払拭することができたら、今後、産地偽装は減少するのではないかと思ひます。

また、それ以前に、今後は流通過程で不正ができないような、透明性のある仕組みを確立することが必要不可欠であると改めて感じております。以上です。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

表示の制度については消費者庁が管轄していますので、疑義があると私たちも照会をかけますが、グレーの部分があり仕方がないことも多いのですが、各自治体で判断してくださいと回答されることがあります。県によって見解が違うということがありましたらご相談いただき、当該県と協議しながら正しい表示方法や見解を示したいと思います。また東海北陸地域では、この食品の表示はどのように指導しているのかという会議を頻繁にやっておりますので、ぜひご相談していただければと思います。自治体間で連携しながら見解を合わせていきたいと思います。

それから輸入食品について、私たちも国内や県内で流通している輸入食品が安全ではないとは思ってはおりません。表示の偽装等があると不信感が高まってしまうので、表示をしっかりと見ていきたいと思いますが、今日のデータのように輸入食品も安全性が確保されているということを、私たちも消費者に伝えていかないとけないと思っております。

【矢部会長】

偽装表示をしてしまう背景として、輸入食品よりも国産の方が高くやりとりされるということがありますが、国内、県内で流通している中で輸入食品と国産品は安全性に大きな違いはなく、色眼鏡で見る必要は全くないことを周知することが重要な点かと思えます。

食品表示に関しても、基本的にはひとつの商品をひとつ屋根の下で、原料から最終製品まで作ることが少なく、材料や製造工程が複雑化しています。また広域に流通する製品の表示はどう書けばいいのかということもありますので、近隣県と連携しながら、県として独自の取り組みができてくれば、第5期計画の中でアピールできるのかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

【国富委員】

今回は第4期計画の課題や現状を取りまとめられていて、非常にわかりやすく勉強になりました。

食中毒対策で、腸管出血性大腸菌O157食中毒について、県内では原因食品として焼肉が多いとのことで、具体的に施策に落としとしていく上で、焼肉店に関してフォーカスして集中的にやるのか、もしくは国立感染症研究所の見解のように少し幅の広い形で網掛けをするのか、減らしていく上で実効性のある手法をどうお考えになるのか教えていただきたいです。

また食品添加物について、我々、プライベートブランドの商品を幾つも製造・販

売しておりますが、最近の円安の影響でかなりのメーカーさんが、原材料を複数の国からや国内と海外を組み合わせるような形で、分散化して購買するケースが増えてきて、収去検査する上でそういった点も考慮できると良いのではないかと考えました。

HACCPですが、制度化されたということで我々も、スーパー240店舗に従業員数が2万人ぐらいいますが、1番最初に、HACCPという言葉を知ってもらうことから始めました。消費者代表の委員の方も知らなかったということもありますので、岐阜県民にHACCPという言葉が浸透することがまず第1だと思います。

続いて食品表示と、健康増進法の誇大広告の防止についてです。全国的な景品表示法の違反事例を見てみますと、ネット販売での摘発事例が多いようで、ネットの販売に関しての監視をどのようにやるのかということ、施策へ追加することも検討していただければと思います。また、道の駅等で販売される小規模農家さんへの表示指導について、我々ホームセンターでも取り扱いがありチェックをしていますが、農家によってバラバラということもありますので、そういった産直農家さん等の支援も重点的な施策に入れてもいいのかと思いました。

リスクコミュニケーションでは、Webの活用が参加者の増加に結びつかないという結論ですが、今後どうするのか教えていただきたいです。また、県民アンケート調査は非常に良い結果ですが、分母がどういう状態であるか教えていただきたい。せっかく中高生向け出前講座もやられているので、アンケートの間口を広げてもいいのではないかとということと、その結果としてアンケート結果がどう変わるのかということも重要だと思いますので、参考にいただければと思います。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

〇157 対策については、おっしゃるとおり課題だと思っております。焼肉屋での行為が、焼いている消費者側の責任もないわけではありません。トング等が用意されて、箸と使い分けて生肉にはトングを使うようにしてとお願いしているのにそれに従わなかったり、新鮮だから生で食べられるなどといって食べてしまう消費者もいると聞いていますので、消費者への普及啓発も本当に大事だと思います。もちろん焼肉屋さんが意識して対策されていますが、肉の場合は食中毒菌汚染がと畜場や流過程で起こっており、そういったところの衛生管理の徹底も必要です。輸入のものであれば海外の流過程での汚染ということもありますので、生の肉は汚染されているという前提で消費者に認識してもらわないといけないと思います。また鶏刺しのように、生で鶏肉を食べる方もいますので、事業者と消費者の両面から対策をしていかなければいけないと思います。

それから収去検査について、円安の影響で原産地を分散化しているということでした。輸入食品については、国の検疫所が大きなロットの中から効率的に選んで検査している中で、末端の流通先で私たちがどのように収去していくべきなのかが課

題ですので、バローさんや大光さんに流通実態を教えていただきながら効率よくやらなければいけないと考えています。

HACCPの普及について、2万人の従業員の方に周知いただいたということで、この方々は消費者でもありますので、そういった形でも普及につなげていただいていると思えました。ありがとうございます。取り組んでいる方に具体的なメリットがあれば、より導入が進むのかと思いますので引き続き頑張りたいと思います。

景品表示法のネット販売のお話では、ネット販売品の表示に関しては食品表示法の対象外であり、現計画の視点にはないところですので、ご意見を踏まえて県としてどこまで取り組めるのか検討したいと思います。

【矢部会長】

リスクコミュニケーションの県民アンケート結果について、割合としていい数字ですが、分母としてどれくらいの方を対象に行っているのでしょうか。

【可知主任技師（生活衛生課）】

回答者数は年によって増減がありますが、600人から1,000人を超えるような形で実施しています。

回答者の年齢層については、バランスよくおこなった年もあれば、年齢層が高い方が多い年もあるというような形でやっております。

【矢部会長】

1,000人程度での調査ということで、信憑性がない数字ではないと思います。

またご意見の中でありました情報共有という意味では、リスクコミュニケーションの啓発活動というのは非常に重要な活動になろうかと思しますので、また引き続きお願いしたいと思います。

【後藤委員】

岐阜県栄養士会では、各地域で栄養成分表示講習会のお手伝いをさせていただいておりますが、なかなか参加者数が増えない現状を見させていただきました。

栄養士会には、栄養ケアステーションとあって、栄養相談や食に関する困りごとの相談を受け付ける窓口がありますが、食品表示自体が難しいという話もあったように、栄養成分表示がよくわからないから教えて欲しい、表示が難しいという相談が多くありました。

すでに完全施行されたということで、昨年度あたりから栄養成分表示の相談は少なく、事業者の皆さんはよくわかってくださっているかと思っておりましたが、今日の資料の数字を見ると、継続的な正しい知識の啓発が必要だと感じています。

自分の食べるものを正しく理解することはすごく大事なことであり、私は中学校の栄養教諭として学校給食に携わっておりますので、子どもたちにも消費者としての食品表示の見方を、家庭科の授業や学校給食を通じて教えていく必要があると感じています。

HACCPですが、学校給食ではO157の大きな食中毒事故があつて20年が過ぎています。それまでのPL法による衛生管理から、HACCPの考え方に切り替えるよう取り組んできました。最初は、調理員さんに指導しても、今までやってきたことと変わらないのに、なぜやる必要があるのかと言われて、どう指導すればよいか戸惑ったことを思い出しながらお話を聞いていました。矢部先生がおっしゃられたように、小規模なところでは、なぜやる必要があるのかわからないということがあると思うので、少しずつ何回も繰り返して、事業者の方々にお話ししていくしかないと思っています。学校給食にHACCPを取り入れて、20年以上経っていますが、毎年、年に2回ほどHACCPや食中毒予防、危機管理の講習会をやっております。

先ほど異物混入の話がありましたけれども、岐阜県産の野菜で減農薬に取り組んでいるということもあり、暖かくなると虫が入ってくる場合があります。野菜を洗うときに目を皿のようにして、調理員さんに取り除いてもらっていますが、携わる調理員さんや従業員さん、消費者の方も含めて、すべての方への周知や教育がすごく大事だと思いました。喉元過ぎれば熱さ忘れるで、流行が過ぎてしまうと忘れてしまうこともあると思いますが、周知や教育を大事にしていかなければならないと思いました。

岐阜県栄養士会としては、ケアステーションもありますので、これからもご相談を受け付けていきたいと考えております。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

学校給食へのHACCPの導入は、私も当時、栄養士さんと一緒に学校を回って指導しました。その時の学校給食の取り組みが、私たちの参考になっております。その当時の取り組みがあつて、実際に今、学校給食でしっかりとHACCPを定着させていただいているので、飲食店等も同じ状態になるよう取り組んでいきたいと思ひます。資料3別紙の39ページにあります。が、ふくしまHACCPアプリという、福島県が開発したアプリを、岐阜県でも使えるようにしています。これはアプリで簡単にHACCPに沿った衛生管理ができるものです。もう1つ便利なのが、事業者の了解を得る必要がありますが、記録状況を保健所が見ることができまひす。立ち入り業務の効率化ができるということで、私たちもぜひ取りいれたいと思ひています。ただ高齢な事業者さんが多いので、アプリが使えない人は紙で管理してもらひ、若い事業者さんはアプリでやっていただくということで、食品衛生協会と連携して、アプリと紙の2本立てでやっています。38ページですが、この

アプリに関する研修会を22回やっています。

いろいろな方法があるので、事業者に応じて丁寧に説明して普及啓発していきたいと思っています。

【長屋委員】

私からは、バローさんが言われたインターネット関係のお話をしようと思っています。

おっしゃるとおりで、最近食の安全や消費者の動向を考えると、コロナ禍でUber Eatsを使うなど、様々な取り組みが変わってきています。物を買う上でも、インターネットがほとんどを占めるようになってきた中で、食の安全安心や消費者が守られているかということを考えると、新しい計画の中にはこの部分も、消費者教育の中に入れることも考えなければいけないのではないかと思います。

もう1つ、平常時の計画になっておりますが、一方で災害時の食の安全安心というの、検討していかなければいけない時代になりました。全国で様々な大規模災害が起き、岐阜県もいつ起きるかわからない中で、災害時の食の安全安心について、しっかり議論をしていただけるとありがたいと思います。

先々週に、熊本県の人吉市球磨村というところに行ってきました。一昨年、水害で大きな被害を受けた地域でした。そこは感染症対策をしながら、全国から来るボランティアを受け入れず、自分たちで対応しなければいけないという大変厳しい状況の中で災害復旧しておりました。

災害時の食品の安全安心は、皆さん方からもご意見を伺いながら、計画の中に少し入れていくべきではないかと思います。

HACCPに関しましては、皆さん方のご意見はごもっともですので、我々議会としても、周知啓発をしていかなければならないと思っていますし、県当局でも、それぞれの関係部局と連携をして、HACCPという制度をオール県庁として、消費者であり、県民の皆さん方に知っていただくような広報活動をしていかなければならないと思っています。

みなさま方のご意見聞きながら計画の進行をしているわけではありますが、食べきり運動も、昔でいうもったいないから食べようという日本人的な精神がある一方で、飲食店の皆さんも少しでも消費者にたくさん出してあげたい、あそこのお店ではたくさん出るよという中でやる分、食べきり運動がなかなかできないというところもあると思います。一方で、フードロスを少なくするためには、県の計画に基づいて、我々も含めて根気よくしっかり対応していかなければいけないと考えています。

要望も含めて、ご意見としてお伝えさせていただきます。

【矢部会長】

食の安全を考える上で、今日、県の関連部署として9つの部局の方々にお集まりいただいております。人がものを食べるということに関して、関連することが非常に多岐にわたるということの象徴だと思います。

何か決めるということに関しては非常に複雑で難しいところもあるかと思いますが、食べ物というのは、HACCPも食品表示もそうですが、人の命に関わるということが根底にありますので、第4期の反省も含めて、第5期の計画に反映していかなければいけないと思っております。

また一方で、ご意見にもございましたが、我々岐阜県民も日本人の1人で、日本人も地球の中で暮らしている1人だとすると、温暖化対策やSDGsなどにも気を配っていく必要があるかと思っております。

自動車の方では、2030年、2040年と電気自動車に移行していくという状況ですが、今走っているガソリン車、ディーゼル車がすべて電気自動車になったとしても、温暖化対策としては、CO₂をせいぜい10%削減できる程度ですが、今現在発生している食品ロスすべてをなくすと、CO₂を32%削減できるというように、かなりの影響力があります。逆に言えば、なかなか実現が難しいところですが、そういう意味で、食品安全行動基本計画の中にも、温暖化対策としての方策を組み込んでいけると、日本全国の自治体に向けてアピールになると感想を持ちましたので、引き続きご検討よろしくお願いたします。

【矢部会長】

その他何かご意見等ございますでしょうか。

それでは事務局の方にお返ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

本日いただいた意見を参考に、いくつか課題もいただいておりますので、それを踏まえて第5期計画の骨子案を作成させていただきます。次回の協議会は2月の中旬頃を予定しておりますので、また改めてご案内いたします。

【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

それでは、第2回の食品安全対策協議会を終了させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。それでは、お気をつけてお帰りください。